

(参考) 関係法令等

介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号)

(法第 8 条第 2 項の政令で定める者)

第 3 条 法第 8 条第 2 項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護 (同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。) に係る共生型居宅サービス (法第 72 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 41 条第 1 項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。) 以外の訪問介護については、第 1 号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者 (以下この条において「養成研修修了者」という。)

イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

ロ 都道府県知事が指定する者 (以下この条において「介護員養成研修事業者」という。) の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの (以下この条において「介護員養成研修」という。) 当該介護員養成研修事業者

二 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、介護員養成研修事業者が、前項各号に掲げる要件を満たすことができなくなると認められるときは、第 1 項第 1 号ロの指定を取り消すことができる。

4 (略)

介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号)

(介護員養成研修の指定の基準)

第 22 の 27 令第 3 条第 1 項第 1 号ロの厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる研修の課程の区分に応じて、当該各号に定める基準とする。

一 介護職員初任者研修課程

イ 修業年限は、おおむね 8 月以内であること。

ロ 研修の内容は、第 22 条の 23 第 2 項に規定する基準以上であること。

ハ ロに規定する研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、介護職員初任者研修課程を教授するのに適当な者であること。

ホ 実習を行う場合にあつては、ロに規定する研修の内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

へ 実習を行う場合にあつては、実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

二 (略)

2 (略)

東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業者指定要領（平成 25 年 7 月 24 日付 25 福保生地第 404 号）

2 指定の要件

東京都知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、事業者としての指定をすることができる。

- (1) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を整えていること。
- (3) 都内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。
- (4) 研修事業に係る経理が明確で、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 研修については、実施要綱に定める各課程のカリキュラムの内容に従って実施できること。
- (6) 講師については、この要領に定める講師基準を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が必要な人数確保されていること。
- (7) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。
- (8) 研修事業を実施するためにこの要領に定める基準を満たす実習施設が確保されていること。
- (9) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
- (10) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については、指定申請時点で、知事より社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 6 条に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 13 条第一号ハに定める第 3 号研修の登録を受けた登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）であること（区市町村を除く。）。
- (11) 指定を受けようとする者が、過去 3 年以内に他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し、都又は他の道府県等で指定を取り消されていないこと。
- (12) その他、実施要綱及びこの要領に定める事項が遵守されること。

15 指定の取消し

(1) 知事は 4 に基づき事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

ア (略)

イ (略)

ウ 事業者指定申請、研修事業指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。

エ 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。

オ (略)

カ (略)

(2) (略)

(3) (略)